

広島県告示第八百十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について浸水想定区域を指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課、河川課及び各河川区間担当地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月二日

広島県知事 藤田 雄 山

一 浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称		河川の区間		担当地域事務所建設局	
一級河川芦田川水系指定区間芦田川	右岸	世羅郡世羅町中原から世羅郡世羅町川尻まで	世羅郡世羅町京丸から世羅郡世羅町川尻まで	広島県尾三地域事務所建設局	" " " " " "
一級河川芦田川水系指定区間砂川	左岸	府中市元町地先（県管理区間上流端）から芦田川合流点まで	府中市出口町地先（古池）から芦田川合流点まで	広島県福山地域事務所建設局	
一級河川芦田川水系指定区間出川	右岸	" "	" "	" "	" " " " " "
一級河川芦田川水系指定区間御調川	左岸	尾道市御調町福井地先（御調ダム）から芦田川合流点まで	尾道市御調町津蟹地先（御調ダム）から芦田川合流点まで	広島県尾三地域事務所建設局及び広島県福山地域事務所建設局	
二級河川沼田川水系沼田川	右岸	東広島市福富町久芳（福富ダム）から三原市本郷町船木字兼広（洪水予報区間上流端）まで	東広島市福富町久芳（福富ダム）から三原市本郷町船木字藤附（洪水予報区間上流端）まで	広島県東広島地域事務所建設局及び広島県尾三地域事務所建設局	" " " " " "
二級河川沼田川水系天井川	左岸	三原市小泉町大字甲原から沼田川合流点まで	" "	広島県尾三地域事務所建設局	
二級河川和久原川水系和久原川	右岸	" "	三原市中之町から海まで	" "	" "

二級河川三津大川水系三津大川		二級河川本郷川水系本郷川		二級河川藤井川水系藤井川	
右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸
〃	岩伏川合流点から海まで	尾道市原田町字中坪四七八五番一地先（県管理区間上流端）から海まで	尾道市原田町字古引四八三八番地先（県管理区間上流端）から海まで	〃	三原市深町上組地先（魚切池）から海まで
広島県東広島地域事務所建設局		〃		広島県尾三地域事務所建設局及び広島県福山地域事務所建設局	

二 浸水想定区域の指定年月日

平成二十年十月二日